"合宿"による若者の交流人口拡大・地域振興事業(自転車合宿)業務委託に関する仕様書 【プロポーザル用】

1 業務名

"合宿"による若者の交流人口拡大・地域振興事業(自転車合宿)業務

2 委託業務の目的

浜通りでは自転車を活用した地域づくりが活発になっている。当局でも令和4年度から大学自転車部等の合宿誘致に取り組んでおり、令和5年度では延べ300泊を超える合宿を誘致した。本事業では、合宿誘致の対象を同好会・愛好会まで広げ、新規拠点を中心とした新たなルートの開拓により、いわき地域への自転車合宿について、より一層の定着化を図り、地域の魅力発信や地域振興につなげるとともに、次年度以降の民間事業者による自走化に向けた仕組みづくりの支援を行うことを目的とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日(月)までの期間

4 委託業務の内容

- (1) 合宿誘致活動
 - ア 大学自転車部等合宿誘致活動
 - (ア) 自転車競技を主に活動する大学自転車部等を対象に自転車合宿の誘致活動に取り 組むこと。誘致活動は、メール・電話・文書等による方法で延べ15校以上、訪問 による方法で延べ8校以上行うこと。
 - (イ) 合宿誘致活動に必要なプレゼン資料 (ルート、宿泊施設・周辺情報等)等の作成 及び印刷を行うこと。
 - (ウ) 合宿向けの練習ルートの案内を行うとともに、学生等からの相談に応じること。

イ 大学公認サイクリング同好会等合宿誘致活動

- (ア) 大学公認のサイクリング同好会、愛好会等を対象に自転車合宿の誘致活動に取り 組むこと。誘致活動は、メール・電話・文書等による方法で延べ5団体以上、訪問 による方法で延べ4団体以上行うこと。
- (イ) 合宿誘致活動に必要なプレゼン資料 (ルート、宿泊施設・周辺情報等)等の作成 及び印刷を行うこと。
- (ウ) 合宿向けの練習ルートの案内を行うとともに、学生等からの相談に応じること。

ウ 合宿向けの新たな練習ルートの造成

田人おふくろの宿を拠点とした新たな練習ルートを造成し、前年度当局事業「いわき自

転車合宿『聖地』化プロジェクト事業」で作成したいわき新舞子ハイツルート及びいわ きの里鬼ヶ城ルートの2つのルートと併せて、効果的に合宿誘致活動を行うこと。

ルートの例:令和5年度当局事業「いわき自転車合宿『聖地』化プロジェクト事業」で 作成したルート

- (①新舞子ハイツルート https://ridewithgps.com/routes/45692369
- ②いわきの里鬼ヶ城ルートhttps://ridewithgps.com/routes/43799093)

(2) 自転車合宿支援金事業

委託料内において、上記(1)ア及びイに対応する合宿支援金を用意するとともに、周知するチラシを制作すること。また、当該支援金に係る受付、支払い等を行うこと。 ただし、支援額等については別表を基に算定すること。

(3) 合宿受入体制強化事業

ア 自転車合宿に係る受入体制強化

- (ア) 天候不良時でも練習可能な場所・内容(ジムでのトレーニング、屋内でのローラー練習等)について提案すること。
- (イ)宿泊施設や周辺事業者等を対象に、自転車合宿の受入に係る勉強会について、2 回以上企画・運営を行うこと。

イ 地域住民等との交流促進

地域住民有志や地元企業等と自転車合宿を行う学生等との交流について、4(1)ウの3つのルートで、それぞれ1回以上企画・運営を行うこと。

ウ 参加者の申し込み利便性の向上

コースによって申し込み方法が異なることによる参加申込者の混乱を防ぐため、各コースの申し込み方法を統一させること。

(4) 次年度以降の民間事業者による自走化に向けた準備

次年度以降の本事業の自走化に向けて、具体的な計画や仕組みづくりの支援内容について提案すること。

5 成果品

実績報告書(正本・副本1部ずつ)

6 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 統括責任者通知書(仕様書様式第1号)

(2) その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

受注者は、本業務の期間において、発注者との間で随時打合せを行うものとする。また、 関係機関への説明及び連絡・調整については、発注者と連携して行うこと。

9 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ 発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、 発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、 社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3)業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを発注者に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて発注者に帰属することとし、一切のデータ等を発注者に納品すること。